



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

| | |
|-------------------------------|---|
| 告 示 | |
| ○事業の認定（用地課） | 1 |
| ○都市計画事業の変更の認可（道路街路課） | 2 |
| ○都市計画事業の変更の認可・4件（都市計画・モノレール課） | 3 |
| 公 告 | |
| ○知事の職務代理人（秘書課） | 4 |
| ○開発行為に関する工事の完了（建築指導課） | 4 |

告 示

沖縄県告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年1月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 名護市
- 2 事業の種類 名護市食鳥処理施設整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 名護市字屋部混謝原地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

名護市食鳥処理施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である名護市が事業主体となって、起業地内に、食鳥処理施設を整備する事業であるところ、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

名護市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

名護市は、県内でも農業生産高が高く、畜産業においては、採卵鶏及びブロイラーが県内1位の出荷羽数となっている。このため、名護市では農業を重要な産業と位置付け、第4次名護市総合計画において、生産基盤や営農条件の向上並びに農業の担い手の確保及び育成を図ることとし、農業振興に関する各種施策を進めている。

農業は、他産業と比較すると農業従事者の離農や高齢化が進んでおり、特に畜産業においては、飼料価格の高騰や畜舎周辺の宅地化による環境問題、担い手不足等により、経営が危ぶまれる農家が増加するなど厳しい状況にある。また、ブロイラーの処理及び加工においては、食品の安全及び衛生面への要求の高まりからHACCP（危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管

理の方式（Hazard Analysis and Critical Control Point）をいう。）に対応した施設整備や飼養羽数及び出荷羽数増羽に向けた取組も課題となっている。

本件事業は、このような状況に対応するため計画されたものであり、起業地内に食鳥処理施設を整備する事業である。本件事業の施行により、施設の機能高度化を図ることで、沖縄県産鶏肉の安心安全の加工体制が確立され、更なる飼養羽数及び出荷羽数の増加に繋がり、名護市及び沖縄県の畜産業の振興に寄与するとともに、ブロイラーの出荷に係る死廃事故及び運搬費用の低減化に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、技術的条件、社会的条件、経済的条件等の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、名護市では、畜産業においては、環境問題、担い手不足等により経営が危ぶまれる農家が増加している状況にあり、また、HACCP、出荷羽数増加等に対応した施設整備が課題となっていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 名護市農林水産部園芸畜産課

沖縄県告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年沖縄県告示第445号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年1月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 施行者の名称 浦添市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・2・浦1号沢岷石嶺線

3 事業施行期間 平成23年9月20日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第796号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年1月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 那3号天久緑地
 - 3 事業施行期間 平成4年10月2日から平成35年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第514号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年1月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・3・那4号大石公園
 - 3 事業施行期間 平成8年5月21日から平成33年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の延長
-

沖縄県告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第483号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年1月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那17号久場川公園
- 3 事業施行期間 平成18年7月11日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第403号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年1月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 2・2・那35号羽佐間公園
- 3 事業施行期間 平成19年6月15日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成30年1月10日から同月13日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成30年1月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年1月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月18日 沖縄県指令土第652号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字新川2336番1及び2336番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団 理事長 金城敏彦
- 5 検査済証番号 平成29年12月20日 第4436号
- 6 工事完了年月日 平成29年11月30日

| | |
|---|--|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号 |
|---|--|